

「障害者支援施設オイコニア」短期入所サービス利用契約書

施設サービス利用者（以下「利用者」という。）と社会福祉法人明成会（以下「事業者」という。）は、利用者が障害者支援施設オイコニア（以下「施設」という。）の提供する指定短期入所サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

【第1条】（目的）

本契約は、事業者が、利用者の居宅における自立の支援と日常生活の充実のために必要なサービスを適切に提供することを定めます。

【第2条】（期間）

- 1 本契約の契約期間は、契約をした日から利用者の介護給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約期間終了日までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。
- 3 本契約でいう「契約期間」とは、前項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、前項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間をいいます。

【第3条】（個別支援計画）

事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、利用者の個別支援計画を作成します。この個別支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

【第4条】（サービス内容）

事業者は、個別支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ①相談及び助言
- ②心身の状況に応じた適切な技術による介護・支援
- ③入浴
- ④食事
- ⑤排泄
- ⑥健康管理
- ⑦機能訓練
- ⑧送迎

【第5条】（利用料金）

- 1 利用者は、短期入所サービス提供に対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用に係る実費負担額を事業者に支払います。ただし、事業者が市町村から代理受領し

た場合は、利用者が直接支払う必要はありません。

2 利用者は、サービス利用料金をサービスの利用終了時に事業者を支払うものとします。

【第6条】(利用の中止、変更、追加)

- 1 利用者は利用期日前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日の受付時間内(重要事項説明書に記載)までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、サービス実施日の前日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消し料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に対して提示して協議するものとします。

【第7条】(サービス内容の変更)

事業者は、サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容を変更することができるものとします。

【第8条】(事業者の基本的義務)

- 1 (自立等の支援) 事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。
- 2 (利用者の意思等の尊重) 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、短期入所サービスを提供します。

【第9条】(事業者の具体的義務)

- 1 (安全配慮義務) 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 (説明義務) 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
- 3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ない場合とは、別紙により、利用者及び家族への説明を行います。
- 5 (記録整備保存義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者は、利用者に対し、いつでも保管する利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。

利用者は、事業者の受付時間内に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピー

することもできます。

【第 10 条】（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

【第 11 条】（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 三 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 四 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 第 12 条から第 14 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 六 第 2 条の契約期間が満了した場合

【第 12 条】（利用者からの中途解約等）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、やむを得ない事情がある場合には即時に解約することができます。

【第 13 条】（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条第 1 項から第 5 項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

【第 14 条】（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第 5 条に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続

しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

【第 15 条】（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

【第 16 条】（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は身体障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約の締結をするため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

年 月 日

事業者名 社会福祉法人 明成会

事業者住所 高知県高岡郡四万十町仁井田字倉木462番地

代表者氏名 理事長 岡村 理 佐 印

利用者住所

氏 名

印